

## 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に基づく、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策の実施状況に係る検証・評価について（案）

令和 3 年 ● 月 ● 日  
犯罪被害者等施策推進会議決定

犯罪被害者等施策推進会議では、平成 28 年から令和 2 年の間に講じられた、児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策を下記 4 項目に分類した上（別添参照）で、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 16 条の 2 第 1 項に基づき、下記のとおり被害児童保護施策の実施状況について検証・評価を行った。

### 記

#### 1 被害児童に対する保護活動

児童買春・児童ポルノ事犯においては、警察等における街頭での声かけやインターネット上での児童ポルノ画像等の違法情報把握等を通じた被害の未然防止及び被害児童の発見保護、警察や児童相談所等における面談相談に加え、電子メールや SNS といった多様な手段での相談体制の整備などの取組が行われている。

一方で、児童買春・児童ポルノ事犯の被害においては、被害児童に自らが被害者であるとの認識が乏しかったり、加害者との関係において巧妙に人間関係を構築されることにより被害を申告しにくくなっていたり、被害を周囲に知られたくないという意識が働くといった理由により、被害児童自らが相談できずにいる場合もあると考えられる。

よって、被害児童を早期に発見し保護するためには、児童の心情を考慮するなど児童が相談しやすい環境の整備を推進することに加え、児童買春・児童ポルノの被害の予防に関する児童自身への教育のみならず、保護者及び学校の教員に対する周知・啓発の充実を図る取組を講じていく必要がある。

このほか、児童養護施設等を退所した被害児童が、児童買春・児童ポルノ事犯に再度巻き込まれないよう、退所後も相談支援等のアフターケアを継続的に行っていく必要があり更なる支援の充実を図っていく必要がある。

#### 2 被害児童保護を行う者の資質の向上

児童福祉関係職員、学校関係職員、警察職員、検察職員等に対する研修等、被害児童の保護を行う者の資質の向上のための取組が行われている。

引き続き、被害児童の受けた身体的及び精神的な被害が早期に回復し、被害児童が社会の中で平穏かつ良好な生活を営むことができるよう適切な支援を実施するために、被害児童保護を行う者について必要な態勢を確保するとともに、その資質の向上を図っていく必要がある。

### 3 被害児童保護に関する関係機関の連携協力体制の強化

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターによる支援のほか、警察、学校、児童相談所等の関係機関による相互の連携による被害児童の保護及び家庭環境の調整等の継続的な支援が実施されている。また、被害児童が繰り返し事情を聴かれることによる二次的被害の防止と負担の軽減等のため、関係機関の代表者が被害児童から聴取を行う取組が行われている。

引き続き、警察、学校、児童相談所、検察庁等の多様な関係機関が連携し、被害児童の保護及び支援に努めていく必要がある。

### 4 被害児童保護に関する調査研究の推進

児童自立支援施設の措置児童の被害実態の的確な把握と支援方策等に関する調査研究、児童の被害防止に関する調査研究及びSNSを活用した相談の在り方の検討・試行が実施された。

引き続き、調査研究の結果を活用し、児童が相談しやすい環境の整備、広報啓発活動を行うなど、関係府省庁が連携して効果的な被害児童の保護施策を推進していく必要がある。

### 5 総括

児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策については、関係機関連携の下で各種取組が推進されている。

その一方で、児童買春・児童ポルノ事犯の被害に対する児童の危険性の理解等が必ずしも十分とは言えず被害の低年齢化も懸念される。よって、このような点を踏まえた上で、児童の保護のためには、保護施策に並行して児童や保護者等の児童と密接な関係を有する者への支援も含めた被害防止のための諸施策も講じていく必要がある。

## 児童買春・児童ポルノ事犯における被害児童の保護施策一覧

項目	番号	取組の概要	担当府省庁
1 被害児童に対する 保護活動	1	街頭補導の推進	警察庁
	2	インターネット上の違法・有害情報対応相談業務への支援	総務省
	3	児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進	警察庁
	4	児童やその保護者等が相談しやすい環境の整備	警察庁 法務省
	5	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 厚生労働省
	6	子供の人権問題への適切な対応	法務省
	7	安全な社会を創るための匿名通報事業の周知	警察庁
	8	児童相談所・市町村における児童等への支援等	厚生労働省
	9	性犯罪被害者が情報入手する際の利便性の向上	警察庁
	10	被害児童に対する継続支援の実施	警察庁 文部科学省
	11	児童福祉施設等における支援	厚生労働省
	12	日本司法支援センターによる支援	法務省
	13	捜査・公判における犯罪被害児童等の保護	法務省
2 被害児童保護を行う者の 資質の向上	1	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	内閣府
	2	婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援	厚生労働省
	3	潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性のある児童福祉関係職員の意識啓発	厚生労働省
	4	被害児童の早期発見・支援活動の推進のための学校関係職員の対応能力の向上	文部科学省
	5	性的被害児童等に対するケアに関する研修の実施	厚生労働省
	6	日本司法支援センターによる支援体制の充実	法務省
	7	児童の性的搾取等事犯に対する捜査能力の向上	警察庁
	8	被害児童の心情に配慮した聴取技法の普及	警察庁
	9	被害児童の支援担当者への研修内容の充実	警察庁
	10	学校における被害児童の早期発見・支援活動のためのスクールカウンセラー等の配置等の推進	文部科学省
	11	被害児童に対する継続的支援のためのカウンセリング態勢の整備	警察庁
	12	児童相談所の体制及び専門性の強化	厚生労働省
	13	婦人保護事業における要保護女子等の保護・支援の強化	厚生労働省
3 被害児童保護に関する 関係機関の連携協力体制の 強化	1	相談者の利便性に配慮した対応	警察庁 厚生労働省
	2	児童相談所・市町村における児童等への支援等	厚生労働省
	3	性犯罪・性暴力被害者に対する支援の充実	内閣府
	4	被害児童に対する継続支援の実施	警察庁 文部科学省
	5	児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化	法務省 警察庁 厚生労働省
4 被害児童保護に関する 調査研究の推進	1	心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の検証等	厚生労働省
	2	児童の被害防止に向けた調査研究の実施	警察庁
	3	相談・支援の在り方の検討	内閣府